

新潟県立看護大学大学院看護学研究科修士学位論文審査内規

平成 21 年 2 月 5 日 研究科委員会

改正 平成 23 年 1 月 6 日

改正 平成 23 年 2 月 3 日

改正 平成 24 年 9 月 6 日

改正 平成 26 年 5 月 14 日

改正 平成 28 年 4 月 6 日

改正 平成 30 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この内規は、新潟県立看護大学大学院学位規程（平成 18 年 9 月 11 日規程第 2 号。以下「規程」という。）に基づき、新潟県立看護大学大学院看護学研究科における修士の学位論文の審査及び最終試験に関し必要な事項を定める。

(修士論文)

第 2 条 規程第 4 条第 1 項の規定に基づき、学位を得ようとする者は、「看護学領域特別研究」又は「専門分野別課題研究」（専門看護師教育課程を専攻する者）を、修士の学位論文（以下「修士論文」という。）にまとめる。

(修士論文の指導)

第 3 条 前条に規定する修士論文をまとめようとする者（以下「学生」という。）は、各専門領域の「看護学領域特別研究」又は「専門分野別課題研究」の科目を担当する教員を主指導者として論文の指導を受ける。

2 前項の規定にかかわらず、学生は主指導者と相談のうえ選任した副指導者（1 名以上）との複数指導体制により指導を受けることができる。

3 副指導者は、「看護学領域特別研究」又は「専門分野別課題研究」の科目を担当する教員とする。

4 主指導者は、修士論文の指導を行うときは、主たる責任者となるとともに、副指導者が設置される場合、研究が円滑に進むように副指導者と共同して支援する。

(研究計画書の提出)

第 4 条 学生は、主指導者及び副指導者の指導を受けるとともに、別に定める期日までに次の掲げる書類を新潟県立看護大学大学院看護学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

(1) 研究計画書審査申請書（別紙様式第 1 号）

(2) 研究計画書

(研究計画書の審査及び承認)

第5条 研究科長は、前条に規定する研究計画書の提出があった場合は、研究計画書審査委員会を招集する。

- 2 研究計画書審査委員会は原則、研究計画書の提出者ごとに設置し、主指導者及び研究科委員会で選任された構成員の合計3名以上の委員をもって構成するものとする。なお、副指導者が設置されている場合にあつては、副指導者を審査委員に加えることができる。
- 3 研究計画書審査委員会の委員長は、原則として当該論文の主指導者が務めるものとする。
- 4 研究計画書審査委員会の審査結果は、研究科委員会に諮り、その承認を得るものとする。
- 5 研究計画書審査委員会の開催期限は、研究計画書提出日の翌々月末とする。
- 6 研究計画書の審査基準は、別表1のとおりとする。

(研究内容の倫理的審査)

第6条 主指導者は、学生に対し、速やかに第4条に規定する研究計画書を倫理委員会に提出し審査を受けるよう指導する。

- 2 倫理委員会の審査は、研究科委員会の承認を得た後に行う。

(修士論文の提出)

第7条 学生は、前条の手続きを経て修士論文の審査を受けるときは、別に定める期日までに次に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。

- (1) 学位論文審査申請書 (別紙様式第2号)
- (2) 修士論文

(修士論文の審査及び最終試験)

第8条 研究科長は、前条に規定する修士論文の提出があった場合は、研究科委員会に審査を付託する。

- 2 研究科委員会は、修士論文審査委員会を設けて修士論文の審査及び最終試験を行う。
- 3 修士論文の審査基準は、別表2のとおりとする。

(修士論文審査委員会)

第9条 前条第2項に規定する修士論文審査委員会は、修士論文の提出者ごとに設置する。

- 2 修士論文審査委員会は、当該修士論文の主指導者及び研究科委員会で選任された構成員の合計3名以上の委員をもって構成するものとする。なお、副指導者が設置されている場合は、副指導者を審査委員に加えることができる。
- 3 修士論文審査委員会の委員長は、原則として当該論文の主指導者以外の者

が務めるものとし、研究科委員会で決定する。

- 4 修士論文審査委員会は、修士論文の審査に当たっては、論文提出者を出席させ、当該論文の内容の説明を求め、その中から必要な試問を行うものとする。
- 5 最終試験は、修士論文に関する内容により行う。ただし、専門看護師教育課程における最終試験は、修士論文を中心に関連ある科目の内容及び専門看護師の役割に関する内容についての試問により行う。

(学位授与の判定)

- 第10条 修士論文審査委員会は、第8条第2項の規定に基づく論文の審査及び最終試験を終了したときは、その結果を速やかに研究科委員会に文書で報告しなければならない。
- 2 研究科委員会は、前項の規定に基づいて、修士の学位を授与することの可否について判定を行う。

(研究発表会)

- 第11条 学生は、第2条の規定に基づく修士論文について当該年度の研究発表会において研究内容を報告する。
- 2 研究科委員会は、研究発表会の開催日時等について、提示又は書面をもって別途、学生に通知する。

(修士論文の提出)

- 第12条 審査に合格した修士論文は、所定の用紙を用いて製本後、1部を研究科委員会へ提出するものとする。

(雑則)

- 第13条 この内規に定めるもののほか、修士論文の審査に関し、書類の提出期日その他必要な事項は、研究科長が別に定める。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年1月6日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年2月3日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年9月6日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年5月14日から施行する。

附 則

この内規は、平成 28 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

研究計画書審査基準

1 看護学領域特別研究の場合

項目	内容
研究課題の適切性	研究目的が明確であり、問題の所在、研究の必要性、研究課題として取り組む意義が、文献や理論に基づいて適切に論じられている。
研究方法・分析方法の妥当性	研究方法は、研究デザイン・研究期間・研究対象・データの種類、データ収集の方法、使用する測定用具の信頼性や妥当性、データの分析方法などを、研究としての有用性、実行可能性にもとづいて決定し、研究課題に対し妥当な方法を選定している。
一貫性	研究計画書としての内容を網羅し、論理に一貫性があり、かつ内容の整合性があるものとなっている。
倫理的検討	「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に基づいた倫理的配慮について検討し、明記されている。

2 専門分野別課題研究の場合

項目	内容
研究課題の適切性	研究課題は、専門分野における看護実践の改善および臨床知や技術の開発等を意図しており、研究の背景や意義、フィールドにおける事実や実態の把握に基づいて適切に述べられている。
研究方法・分析方法の妥当性	研究デザイン・期間・対象・測定用具等、研究目的にそったデータ収集方法を実行可能性に基づいて決定し、妥当な分析方法を選定している。
一貫性	計画書としての内容を網羅し、論理の一貫性かつ内容間の整合性があるものとなっている。
倫理的検討	「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に基づいた倫理的配慮について検討し、明記されている。
フィールドとの調整	研究課題についてフィールド（研究施設）の所属長、看護管理者などの理解が得られ、調整ができています。

別表 2

修士論文審査基準

1 看護学領域特別研究の場合

項目	内容
研究態度	取り組む研究課題を明確化し、課題を忍耐強く追求し、深化させ、真摯に研究に取り組んでいる。
論文設計の妥当性	研究テーマに即した問題の所在や理論的背景、課題解決のための適切な方法の記述、研究の成果を導く検証・考察など、研究の特性に応じた論文設計を行っている。
情報探究力	先行文献の検索・収集を計画的に行い、研究を深める上で文献の選定、分析、批判的考察を行い、文献検討が研究課題に対して広く、適切に熟読され、研究に客観的に活用され、課題を深めている。
論理性	論文構成が論理的であり、かつ整合性のある展開となっている。
看護学専門分野への貢献	研究の成果が看護の専門分野に役立ち、看護学や看護の臨床において貢献するものとなっている。

2 専門分野別課題研究の場合

項目	内容
課題の認識度	取り組む研究課題を適切にかつ深く理解し、真摯に研究に取り組んでいる。
課題の現実性	取り組む研究課題が看護実践上のリアリティーと重要性をもち、研究フィールド（施設）の実態に即している。
課題への取り組み	現実の課題に対し、根拠に基づき臨床的に真摯に関わっている。
実践に有用な成果	取り組みの経過や成果が事実に基づき具体的に記述され、実践に有用な成果を導き出すものとなっている。
問題提起の論理性	研究課題における問題提起と今後の課題や看護実践者としての方向性が考察されており、取り組み過程や結論が、論理的な整合性のある展開となっている。